



「定期縛りなし」なのに、2回目？



初回限定！500円、定期縛りなしの広告を見て美容液を注文したが、2回目が届き高額請求されたという相談です。

- ① 注文まえに、解約・返品の規定をチェック！
- ② 回数条件はなくても、解約申出は必要！

内容を理解し、納得してから契約を！

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ

【相談件数が急増した商品役務】

●腕時計（10月11月各1件→12月7件）

相談 ネット広告を見て、国内メーカー8万円の腕時計を1万円で購入した。確認メールもなく、広告も見つけられなくなっており、調べると偽物の可能性がある。

宅配業者は「受取拒否もできる」というが、どうしたらよいか。

助言 通信販売は、特定取引に関する法律で、広告に事業者情報の表示が義務付けられています。

返品は、特約表示があれば、その内容に従うこととなりますが、表示がない場合は、届いてから8日間は返品可能です。

今回は、受取拒否だけでは、再配達されてしまう可能性があるため、受取拒否するとともに、送り状の依頼主を確認して、解約交渉するよう助言しました。

解決しない場合は、札幌市消費者センター（Tel 728-2121）へご相談ください。

**訪問販売は
お断りします!**



このステッカーの掲示により、訪問販売の勧誘を拒絶しています。断りの意思表示をしている消費者への勧誘は、法律・条例で禁止されています。



しつこい訪問販売に困っていませんか？

訪問販売お断りステッカーを掲示することで、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、このステッカーを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反となります。配布をご希望される場合は、札幌市消費生活課(211-2245)までご連絡ください。